

令和6年度事業計画

1 基本方針

我が国における少子高齢化は年々進行し、2023年9月現在、総人口に占める高齢者の割合は、29.1%と過去最高を更新しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、高齢者の割合は今後も増え続け、2030年には30.8%になるとされていますが、矢板市の高齢化率はさらに高く、38.8%、実に2.6人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。

少子高齢化社会において、元気で働く意欲のある高齢者に対し、社会の支え手として働く機会を提供し就業して頂くことによって、生きがいつくりや健康の維持・増進に寄与することが、シルバー人材センターの本来的な使命であり、存在意義であると考えています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度には全国のシルバー人材センターの会員は70万人を割り、その後も下げ止まらない状況が続いており、全国シルバー人材センター事業協会においては、この流れを反転させ会員数の持続的な拡大を目標としております。当センターにおいても、新型コロナウイルス感染症はもとより、企業の定年延長や雇用機会確保などの影響もあり会員の減少が続いているため、まずは令和元年度の会員数に戻すことを目標とし、シルバー人材センターの事業内容を周知し、入会促進や女性会員の拡大を図るとともに、退会抑制策を講じて会員の増加に取り組んでまいります。

また、就業にあたっては安全就業に対する意識を高めるため、積極的に研修会・講習会の開催や安全就業パトロールを実施し、事故の未然防止を図ります。

さらに、本年秋に施行予定の「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」に対応するため、契約方法の見直し等適切に準備を進めるとともに、デジタル化を推進することにより、事務の効率化や会員のデジタルに関する知識や技能の向上に努めてまいります。

加えて、奉仕作業やシルバー元気宅配サービス事業などのボランティア活動も積極的に行うことによって地域社会に貢献し、福祉の増進に寄与してまいります。

最後に、会員一人ひとりの活動をとおして、シルバー人材センターの役割や存在意義を広く理解して頂けるよう、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、矢板市をはじめ関係機関、民間事業所及び市民の皆様のご理解とご支援をいただきながら、更なる充実・発展を目指して、会員及び役職員が一丸となって事業を進めてまいります。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

当センターは、会員に対し、次の形態により「臨時的かつ短期的又は軽易な

業務」に係る就業の機会を提供する。

① 請負・委任

当センターは、会員に対し、民間や公共から請け負った仕事を、請負または委任契約により提供する。

② 職業紹介事業

当センターは、公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と「職業紹介事業実施に関する協定」を締結し、臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る雇用を希望する者に対し、職業紹介を行う。

③ 一般労働者派遣事業

当センターは、公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と「一般労働者派遣事業実施に関する協定」を締結し、派遣労働を希望する会員に対し派遣労働を提供する。

(2) 就業機会確保事業

当センターは、就業機会等の確保・拡大を図るため、次の対策を実施する。

① 普及啓発事業

ア 会報の発刊及び市広報等への記事掲載依頼。

イ 公共機関及び企業等に対し、受注及び会員への勧誘用チラシを配布。

ウ 各種イベントへの参加及び積極的な社会奉仕活動による、センターのイメージアップとPR。

エ ホームページによるセンターのPR。

オ 役職員及び会員による、口コミでのセンターのPR。

② 安全・適正就業推進事業

事故のない安全な就業の推進を図るとともに、受注した仕事については法令を遵守した就業となるよう次の取り組みを行う。

ア 安全・適正就業の徹底を図るため、安全パトロールによる巡回や、安全・適正就業の周知徹底を図る。

イ 健康と安全に対する意識の高揚を図るため、講習会を開催する。

ウ 会員の技術向上を図るため、植木剪定等の講習会を開催する。

③ 就業開拓推進事業

ア 就業機会の創出を図るため、行政・事業所に対し積極的な訪問活動を行う。

イ 会員による就業開拓活動を支援する。

ウ 会員の希望と能力に応じた仕事の開拓を行うとともに、就業機会の拡大と均衡を図り、就業率の向上に努める。

④ シルバー元気宅配サービス事業

ア 日常生活に不安のある高齢者や障がいのある単独世帯を対象とし、地域

包括支援センター等との連携を図りながら、地域貢献事業として、積極的な推進を図る。

⑤ 家事まとめてサービス事業

ア 市内全世帯を対象とし、家庭内の軽作業について、通常より低料金にてサービスの提供を行う。

⑥ 空き家・空き地適正管理事業

ア 良好な住環境の向上を図るため、空き家・空き地の管理業務を必要とする不在所有者に対して、空き家・空き地の適正管理を行う。

⑦ 塩谷地区2市2町の相互支援

ア 塩谷地区シルバー人材センター2市2町による相互支援について、積極的に推進を図る。

⑧ デジタル化の推進

ア 会員のスマートフォン、パソコンの利用促進を図り、フリーランス新法の施行を見据えた事務処理の効率化・簡素化を進める。

3 法 人 運 営

(1) 理事会

事業執行状況や会員の入会・予算承認など、当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年7回程度開催する。